

# 令和4年度 [1205]「総合的な学習の時間・総合的な探究の時間」講座 実施要項

・新型コロナウイルス感染症対策のため、形態をオンライン型で開催します。

- 1 目的 学習指導要領の趣旨を踏まえた「総合的な学習の時間」及び「総合的な探究の時間」の在り方や、「探究的な学習の過程」及び「探究の過程」の質的充実を図るための具体的方法について学び、指導力を高める。
- 2 主催 島根県教育委員会
- 3 主管 島根県教育センター
- 4 開催期日 令和4年5月18日（水）
- 5 会場 所属長が指定する場所  
（受講者と講師、島根県教育センターを **Zoom** でつなぎ、**オンライン** で実施）
- 6 受講者 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の教員
- 7 内容及び講師

講 義 「探究的な学習を実現する授業づくりのポイント」

演習・協議 「探究的な学習の過程の質的充実を目指した授業づくり」

関西大学総合情報学部

教授 黒上 晴夫

島根県教育センター

指導主事 庄司 俊朗

- 8 日程 オンライン接続完了時刻 9:45

9:30	:45	10:00	:10	12:00	13:00	16:00	:20
入室	入室確認	開講行事	講義※ (黒上)	昼食 休憩	演習・協議 (黒上、庄司)	閉講行事	

※高等学校探究学習担当者研修と合同

- 9 準備物
- ・該当校種の「学習指導要領（平成29・30年告示）」および「学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編」又は「学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編」  
※特別支援学校は担当学部の解説を準備してください。
  - ・各学校での年間計画等、演習・協議で行う授業紹介に必要な資料  
※午後の研修で使います。
- 10 その他
- (1) 本研修を受講する場所を所属校の管理職に必ず相談の上、決定してください。
  - (2) オンライン研修の受講の仕方についての詳細は、メールで連絡します。
  - (3) 研修時間中は、職務等により離席することはできません。
  - (4) 県教育委員会指導主事が講師の場合は、原則講義の録音、提示資料の写真撮影を行っても構いません。ただし、外部講師に限っては、禁止とする場合があります。
  - (5) 遅刻・早退・欠席の場合は、担当者に早急に管理職を通じて連絡してください。また、島根県教育センターHPにある欠席（遅刻・早退）届【様式第1号】による手続きを行ってください。
  - (6) この研修に際して配慮が必要な方は、事前に管理職を通じて担当までご相談ください。
  - (7) この研修についてご不明な点がございましたら、次の担当者にお問い合わせください。

島根県教育センター

企画・研修スタッフ 庄司 俊朗

TEL 0852-22-5853

FAX 0852-22-5581

E-mail shoji-toshiro@edu.pref.shimane.jp